

静 岡 県 議 会
盛土等の規制に関する条例等検証特別委員会
報 告 書

令和6年9月19日

目 次

1	調査の概要	1
2	委員会の運営方針	1
3	調査の観点	1
4	本県における取組状況	2
5	参考人の意見	6
6	先進地調査	2 2
7	提言	3 4
【資料編】		
・	委員会の活動状況 別表 1	4 2
・	委員名簿 別表 2	4 3

1 調査の概要

当委員会は、「静岡県盛土等の規制に関する条例（以下、「盛土条例」という。）の課題及び県土の適正な規制の在り方に関する事項」を付託調査事項として令和6年2月27日に設置されて以来、別表1「委員会の活動状況」に記載のとおり、6回にわたり委員会を開催してきた。

委員会では、現在執行部が行っている関係施策等について調査を行ったほか、盛土条例による申請手続が必要となる業界団体、国土交通省「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下、「盛土規制法」という。）担当や建設発生土規制をめぐる課題を調査研究する大学教授を参考人として委員会に招致し、盛土条例施行後の状況及び課題、盛土規制法の概要や規制開始に伴う盛土条例の在り方や課題についての意見などを聴取した。

また、千葉県、大阪府他において、盛土規制の現状及び課題等について現地調査を行った。

2 委員会の運営方針

第1回委員会において、次の2点を運営の方針として設定した。

- ・ 執行機関に対する調査に偏ることなく、委員間討議や参考人の意見聴取、先進事例の現地調査等を積極的に実施する。
- ・ 調査結果は、委員会の提言等として報告書にまとめ速やかに議長に提出する。また、直近の本会議で報告書を議場配付し、委員長報告を行う。

3 調査の観点

県は、令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害を受けて、盛土等による災害の発生を未然に防止し、県民の生命財産を守るため、規制の厳格化や罰則を強化した盛土条例を令和4年3月に制定した。同年7月の盛土条例施行以降は、県民や事業者に対し盛土条例の目的や制度内容を周知するとともに、事業者には許可を義務付けるなど、盛土行為の適正化に努めている。それに加えて、「盛り土110番」による情報把握や定期的な巡回監視、迅速な行政指導等の実施により、不適切な盛土行為の防止については一定の効果が現れている。

その一方で、盛土条例で定められた土壌や水質の調査にかかる費用の増加、ストックヤードや残土処分場の不足に起因する残土処分費の高騰など、事業者の負担は大きくなっている。

国においては、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「盛土規制法」を令和4年5月に制定するとともに、「資源の有効な利用の促進に関する法律」の政省令を改正し、建設発生土が適切に利用・処分されるよう新たな制度を創設した。

このような状況を踏まえ、盛土条例の課題及び県土の適正な開発に向けた規制の在り方に関する提言を行うこととした。

なお、調査に当たっては、以下の点に着目した。

- ・ 盛土条例の効果を検証するとともに、盛土規制法による規制開始に伴う盛土条例の在り方
- ・ 建設発生土の適正な処理方法や有効活用策、事業者への指導等
- ・ 県土の適正な開発に向けた県内市町等との連携による方策

4 本県における取組状況（令和6年3月6日時点）

当委員会では、執行部から事業の取組状況等の説明を受けるとともに、質疑を行った。委員会において、執行部から説明のあった本県の取組のうち主なものを掲げる。

(1) くらし・環境部

<環境局 盛土対策課、生活環境課>

(盛土条例の効果)

- ・ 盛土条例は令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害を受けて、二度と同様の災害を発生させないために新たに策定した。この災害の原因は、上流部において不適切に行われた大規模な盛土であり、また、流出した土砂からは、環境基準を超えるフッ素や鉛が検出された。このことから、盛土条例には、災害の防止と生活環境の保全という2つの規制を設けている。
- ・ 県内には、令和5年9月末時点で160か所の不適切盛土が確認されている。不適切盛土の約7割が東部地域に集中しており、特に富士山を囲むように不適切盛土が存在している特徴がある。
- ・ 農地における不適切盛土の事例は、農地法に基づく農業委員会への農地改良の届出の内容と異なる盛土等が行われ、放置されたもの。不適切盛土のうち、農地に関連する盛土が約3割に及んでいる。
- ・ 令和6年1月末時点において156件の申請があり、107件を許可している。盛土条例の標準処理期間が90日となっていることから、許可までの時間が長いとの御意見を頂いている。実績としては、県が申請書の受付事務を行い、許可書を発出するまでに要する時間は、平均で65日程度となっている。
- ・ 県では、不適切盛土への対策として、規制の強化とともに監視体制の強化を行っている。令和4年3月時点では190か所の不適切盛土があったが、通報等により新たな不適切盛土が確認され、是正が完了した件数も56件あり、令和5年9月時点では160か所まで減少した。
- ・ 盛土条例では、申請者に住民説明会の開催を義務付けている。住民説明会については、関係団体からは、在り方や開催方法の検討を求められている

が、一方で、住民にとっては身近で行われる盛土行為の情報を事前に得ることができる貴重な機会となっており、特に不適切な盛土を行っていた者の行為を早期に確認し、行政と連携できるなどのメリットがある。

(盛土規制法と盛土条例の違い)

- ・ 盛土規制法は、隙間のない規制を行うため、新たに2種類の規制区域を指定する。指定は都道府県知事、政令市長、中核市長が行うことになる。
- ・ 規制区域については、国の基本方針に基づき、基礎調査の結果を踏まえて指定する。宅地造成等工事規制区域は、市街地や集落、それらに近接、隣接する区域を指定することになり、都市計画区域はこの区域に含まれる。特定盛土等規制区域は、宅地造成等工事規制区域以外の区域で、建物、道路、河川などの保全対象に対して、盛土等の危害が及ぶ可能性のある区域となる。
- ・ 盛土条例と盛土規制法の主な違いは、①目的：盛土条例が災害の防止と生活環境の保全の2つを目的としているが、法は災害の防止のみが目的となっている、②規制の範囲：盛土条例では県下一律の規制をするが、法では、2種類の規制区域内において規制していく、③規制の対象となる規模要件：盛土条例では1,000平方メートル以上、法では500平方メートルを超えると対象となる、④住民への周知方法：盛土条例で求めている説明会の開催のほか、法では、資料配布や掲示も周知の方法として規定、⑤罰則：盛土条例では、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金、法では3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金と、法のほうが厳しい、⑥規制の主体：盛土条例では県が全県下を規制、法では政令市内は政令市が規制する。

(環境保全の規制の必要性)

- ・ 令和3年の全国緊急盛土点検の結果、本県には、千葉県の329か所に次ぐ全国2番目の193か所の不適切盛土が確認された。不適切盛土は、本県を除くと、東京都周辺の県、大阪府及びその周辺の県、福岡県などの大都市圏に集中している。
- ・ 令和5年9月末に160か所の不適切盛土が確認されている。不適切盛土は東部地域に分布しており、全箇所約7割に及ぶ。特に富士山周辺の幹線道路沿いに集中している。
- ・ 盛土規制法によって、今後は全国一律に災害防止の規制がされることとなるため、環境の規制が弱い県に汚染の恐れのある土砂が流入することが懸念される。
- ・ 昭和40年代頃には、都内の建設現場から周辺の自治体に建設発生土が排出され、汚染が判明する被害が発生した。このため、千葉県市川市は全国に先駆けて土砂条例を制定し、規制を強化した。この取組が、中部圏、近畿圏、九州圏など全国にも拡大した。

- ・ 現在全国400余りの市町村において、土砂条例が策定されている。県内では東部地域を中心に9市町で土砂条例が策定されている。
- ・ 富士山麓では、穴を掘って汚染が疑われる土砂を埋め立てている事例や、廃棄物混じり土が投棄されている事例が見受けられる。盛土条例には、何人も汚染土を用いた盛土等を行ってはならないとの規定があるため、このような場合には県が分析を行ったり、汚染が判明した場合には指導・命令が可能となっている。この規定がないと、汚染された土砂に対して、措置を求める手段がなくなってしまう。

(今後の盛土規制の考え方)

- ・ 盛土条例には、災害防止と生活環境の保全という2つの目的があり、昨年、全国一律の基準で災害防止を図る盛土規制法が施行されたことから、災害防止のための規制は、盛土規制法により行うこととする。土壌汚染の防止など生活環境保全の規制は、建設発生土の不適正処理対策が強化されている状況等を踏まえ、規制の合理化を図るなど、県議会をはじめ、事業者や県民の御意見も伺いながら、見直しを検討していく。

(2) 交通基盤部

<建設経済局 技術調査課>

(建設発生土の発生状況及び処理状況)

- ・ 近年、国土強靱化の取組による河道掘削工事などの実施に伴い、建設発生土量は増加傾向にあり、平成30年度に109万立方メートルだったが、令和4年度には2.5倍の251万立方メートルが発生した。国土強靱化の取組は、安全安心な社会を構築するために着実に進めていく必要があり、県では、建設発生土は資源であるという認識の下、適切に処理していくための環境整備を進めている。
- ・ 建設発生土の処理には、建設発生土が発生する工事現場内で利用する現場内利用、発生する現場とは異なる現場で利用する現場外利用、やむを得ず利用ができない土を処分する最終処分がある。現場内利用には、直接、他工事に搬出する場合と、土質改良プラントやストックヤードに搬出し、土質改良や一時仮置きしてから搬出する場合がある。
- ・ 処理施設での受入単価は、令和4年4月と比べて約2倍の8,269円となっている。受入単価が上がった理由としては、近年の資材価格や労務費の高騰、盛土条例の施行により生活環境保全上必要な措置として、処理施設では施設外に搬出される水質の調査や施設外の土壌の汚染状況を確認することがあるため、施設の維持管理費が上がったことが一因であると推察される。
- ・ 建設発生土の処理施設は令和4年4月には68施設だったが、令和4年10月には55施設に減少した。今年度に入ってから、最終処分場が9施設増え

32施設、中間処理場が17施設増えて、合計78施設となった。一方で、最終処分場の受入可能量は今年度に入ってから大きな変化はなく、令和4年7月時点の約2分の1となっている。受入可能量については小さい最終処分場が増えている状況である。

- 建設発生土の処理に関する基本方針に基づく取組について、県では、持続可能な建設発生土の適正処理を実現するため、発生抑制、利活用促進、適正処分を三本柱とする基本方針に基づき取組を進めている。基本方針では、有効利用率を令和9年度までに現状の70%から80%に引き上げることを目標としている。
- 建設発生土の発生と利用の時期を調整するために、一時仮置きをするストックヤードは有効利用率を引き上げるための有効な手段である。
- 令和5年1月、資源有効利用促進法政省令改正（第1弾）が施行された。建設発生土の計画制度の強化として、建設発生土の利用状況や搬出先を記載した再生資源利用促進計画について発注者への説明と現場への掲出が義務付けられたため、県内では適切な対応を行うよう現場パトロール等で請負者の指導を行っている。また、指定利用等の徹底として、工事発注においては、県が建設発生土の搬出先を指定し、設計図書に明示している。運搬や処理費及び処理場の受入れに必要な土壌調査費等に要する費用を適切に設計計上している。
- 令和5年1月の第1弾に引き続き、資源有効利用促進法政省令改正（第2弾）が令和5年5月に一部施行され、元請事業者は事前に当該工事における建設発生土の搬出先が、盛土規制法の許可地であるか等を確認することとなった。また、国へのストックヤードの登録が開始され、令和6年6月からは、元請事業者等が建設発生土の最終搬出先までを確認することが義務化される。

5 参考人の意見

当委員会では、業界団体6団体及び有識者等2名を参考人として招致し、意見聴取を行った。

(1) 静岡県行政書士会

静岡県行政書士会における盛土条例施行後の状況及び課題についての概要は、次のとおりである。

- ・ 申請時に提出する書類が多い。約5,700平方メートルの開発で4,686.37立方メートルの盛土をした際の盛土条例の許可申請に大量の書類が必要になる。造成工事で、最大の盛土高が1.39メートル、平均すると82センチメートル、つまり道路よりも低い田んぼの部分を埋めて平らにしたというだけの造成工事の申請の手続で、大量の資料を必要とされるのは、施主も負担になっていると思われる部分である。
- ・ 申請から許可までの期間が長い。申請日は令和5年1月4日で、許可日が令和5年7月10日と、約半年以上の期間を要し、ようやく許可が下りたことになっている。その間、工事が止まってしまう。
- ・ 申請費用の高騰も感じている。合計面積が8ヘクタールの工場の造成工事の申請で、総額で4460万円の見積りが出ている。このうちの盛土条例の手続と手続に関連してかかる費用が1550万円で、全体の約35%程度となり、盛土条例ができたがための費用の増加となっている。
- ・ この費用の増加の中で一番ウエイトを占めているのが土壌調査。約1000万円近い土壌調査費がかかっている。面積が8ヘクタールと大きいため、土壌調査の箇所が、面積割で11か所必要となる。1か所あたり5つのサンプルを取らなければならないので、全部で55のサンプルを取って分析しなければならない。費用がかかるのは当然。さらに、半年に1回の中間検査があり、工事期間約2年の間、着手時、半年、1年、1年半、完了時と、最低5回の検査が必要となる。
- ・ 盛土条例の手続で、多額の費用と期間が必要となる。事業者からは、新規事業の必要経費を極力抑えて、期間を短縮して建設するというのが、立地を選ぶ条件の1つになっていると言われ、それは当然だろうと思っている。
- ・ 宅地造成事業で、4区画か5区画ぐらいの申請で、地元の土地利用の要綱にかからない場合であっても、盛土条例に抵触する場合は、申請の前に地元説明会を開催しなければならない。
- ・ 2,000平方メートル、8区画の宅地造成の場合、3つに分けて、盛土条例を避ける形でやれというのが、依頼人の要望になる。最初に3区画、あとの5区画は1年、2年、塩漬けにして再度申請をする。開発行為であれば、最小区画50坪といった面積になるが、開発行為にもかからない、土地利用にもかからない、ということで、ミニ開発になってしまう。これが本来

- の都市計画から考えるとどうなのかなという、疑問を非常に感じている。
- ・ 盛土規制法がスタートしたときに、土壌調査もプラスになってしまうと、静岡県に進出する事業者が足踏みをしてしまうという影響があるのではないかと思っている。
 - ・ 盛土に対する正しい知識の啓発をお願いしたい。一般の方に盛土は悪だというイメージが出来上がってしまっている節がある。

(2) 一般社団法人 静岡県建設業協会

一般社団法人 静岡県建設業協会における盛土条例施行後の状況及び課題についての概要は、次のとおりである。

- ・ 協会では、会員企業に対して、静岡県の建設業を取り巻く現状と課題と題したアンケートを行っており、盛土条例、盛土規制法施行後の盛土規制によって生じる建設現場での課題や、国及び県への意見、要望について伺っている。
- ・ 回答内容としては、発注者による処分場の確保も含め、残土処理場の不足が最も多く 23 件、残土処分費の上昇が 11 件と続いている。これらは盛土条例施行による悪影響ということになるかと思う。
- ・ また、規制の弾力的な運用が同数の 11 件、建設発生土の有効利用促進が 5 件となっており、こちらはその影響への対策ということになるかと思う。現場では、処分場の不足と処分価格の高騰に苦勞し、規制の弾力的な運用や再利用の促進を求めている現状が表れている。
- ・ その他の意見として、成分分析検査による工事の遅延や停滞、処分費の高騰、処分先不足といった問題を最小限に抑えるために、現場が困らない実質的な対応を求める、発注前の段階で受入可能な最終処分場を確保した上で設計に反映してほしい、規模の大きい官民連携のストックヤードの整備は急務など、現場への影響の軽減を求めるものがあつた。
- ・ 民間工事の停滞、取りやめが多発しているという意見があるが、民間事業の実態の把握は難しい。価格への転嫁という面ではなかなか厳しい状況にあるものと思っている。また、ストックヤードの整備についても、モデル事業が実施されており、今後の事業展開のための様々な知見の収集には効果的かと思うが、処分場の不足を補うには規模が厳しい状況と考えている。
- ・ 処理施設の受入単価の全体的な傾向としては、賀茂、東部、中部では、富士地区を除いて単価が上昇しているのに対して、西部では減少している。通常、処分場が逼迫して価格が高騰しているということであれば、処理場数が増えれば単価が下がってくるかと思うが、実際には富士地区、袋井地区、浜松地区以外では、そのような傾向が見られるものの、静岡地区では処理施設が増えているにもかかわらず、単価も上昇している状況で、残土

処理に非常に困っている状況にあるということだと思ふ。

- 例えば、水質汚濁防止法という法律では検査項目や水質の基準を一律排水基準として定めていて、必要に応じてその地域の実情に応じて、県の条例でさらに厳しく指導する必要があるれば上乘せ基準をかけるなど、新たな項目を定める必要があるれば、横出し基準として、項目を追加するという運用がなされている。盛土条例や盛土規制法においても、このような法と条例が一体で機能するような再整備をお願いできたらという要望をさせていただいている。
- 実際に盛土規制法の運用がどのようになるのか、特に建設発生土の行き先の追跡調査、トレーサビリティが求められる場合、土質調査の必要性の有無はどうか、やる場合、やらない場合のメリット・デメリットが見えてこないところに不安を感じている。
- 建設発生土対策としては、減量化だけではなく、資源保護の観点からもリサイクルの徹底は重要だと考えている。また、西部地域における防潮堤事業のように、防災対策の事業に建設発生土の有効利用が行えれば、国土強靱化による県民の安全安心の確保と、リサイクルによる資源保護、そして我々建設業界にも活躍の場が与えられることになるため、ぜひ建設発生土を活用した国土強靱化事業の展開をお願いする。

(3) 静岡県土地改良事業団体連合会

静岡県土地改良事業団体連合会における盛土条例施行後の状況及び課題についての概要は、次のとおりである。

- 盛土条例については、土地改良区等が土地改良事業を行う場合は、適用除外としていただいたことに感謝している。
- 当初、盛土条例において、県営、市町営の土地改良事業は適用の対象外だが、土地改良区等が実施する土地改良事業は適用対象ということだった。今回の適用除外は、国の盛土規制法が土地改良事業を対象から外しているという中で、県営、市町営だけでなく、土地改良事業全般を除外したと認識しているところ。
- しかし、土地改良事業については、当初から全ての事業を盛土条例の対象としないことでよかったのではないかと、思っている。
- 今回の盛土条例の施行に関しては、地域が大変混乱し、調査や申請に費用がかかるようなら、事業実施できないのではないかと話や、調査や地元調整などに入っている地区については、盛土条例の審査が行われるということならば、事業実施を見合わせるということになり、今までかけてきた調査費等の費用や時間が無駄になったのではないかと話が出ていた。当会にも相談・要望が大変多くあったという状況であった。

- ・ 農業後継者がおらず耕作放棄地が増加している状況であるため、農地を大規模経営する農家や企業体に委ねる必要がある。そのためには効率的な営農を可能とする、農地農業施設を整備するための基盤整備、特に面的整備が重要となっており、要望が増えているのが現状。
- ・ しかし、土地改良事業は原則地元負担（農家の負担）が発生する。また、採択申請のための調査費や事業計画の策定費についても地元負担が発生する。今回の盛土条例に係る調査費用や申請費用についても、土地改良区の負担になることになっていた。通常土地改良区の負担に加えて、盛土条例に係る新たな負担が土地改良区に課されるという状況であった。
- ・ こうした厳しい状況下に置かれて、耕作放棄地、離農などが増加する中で、農家に新たな負担を強いることが大変難しいため、農家の方も必要な基盤整備の実施についてちゅうちょするということになり、基盤整備に遅れが生じた地区もあった。
- ・ 各団体から除外して欲しいという強い要望があり、今回対象から外れたことで、基盤整備の円滑な進捗が図られ喜んでいるところ。
- ・ 違法盛土や悪質な盛土など、県民や農業者に悪影響を及ぼす事態も懸念されるため、農地についても、耕作放棄地など、営農意欲のない土地に不要な残土を搬入するという不安もあるが、周辺農地、周辺農家が被害を受ける恐れもあるため、こうした事態を防ぐには、監視や指導が必要だと思う。しかし、農地を耕作・営農目的で造成する場合は、優良な農地として整備するための耕作、作物の生育に適した土を確保するため、不良な土砂を入れることは、基本的にはないという状況である。

（４）一般社団法人 静岡県都市開発協会

一般社団法人 静岡県都市開発協会における盛土条例施行後の状況及び課題についての概要は、次のとおりである。

- ・ 盛土造成の工事をまだ盛土条例ができたばかりだった１年半前にやり、とにかく申請してから許可までの時間が長かったことがまず大きなマイナス点。水質調査に加えて土壌汚染調査もやらなければならないということで、コストがものすごくかかっている。
- ・ 最終的に分譲地を作った後に、再度、水質検査があり、その水質検査を終えてから、と言っても、分譲地ではまだ水質など出てこないため、ほとんど免除のような形にはなるが、許可が下りるまでに時間がかかっている。こういったことで、コストと時間がかかりすぎるのが大きな課題であった。
- ・ 今回いろいろな緩和があった。田んぼから造成したが、その際、田んぼに、全部土壌の調査をしなければならなかった。これが去年から航空写真等で

地歴を調べることによって、ずっと田んぼだったならば、これは免除するという緩和があった。これはすごく大きなことだった。

- 水質調査についてもスクリーニング調査ということで、これも若干マイナスになったが、緩和になっているところ。取水が不可能なところは適用除外となり、水質の検査が免除されているということで、これも改善点である。
- 時間とお金がかかるということは、購入者、県民に高いその土地を買わせなければならないというデメリットが出て、ということが現状だと思う。
- 土地改良法に基づく土地改良事業等のみ適用除外になっているが、平坦な農地等においても適用除外になることを希望する。
- 盛土条例では、地元への説明会の開催がマストになっているが、盛土規制法では、説明会等を必ず開催するというにはなっていない。実際に説明会をやれば、本来の主旨以外のことに対して、いろいろな御意見が出てくるため、そこでつまづいてしまうこともある。そこは自治会との協議の上で回覧板や看板の掲出等、そういうことに緩和をしていただきたい。
- 上位法として盛土規制法があるので、実際上は今の盛土条例と同じようなことをしなければならないが、どのような規制がかかるかはよく分からない部分がある。実際、県の盛土条例のほうが厳しくなるのではないかと思っているので、最低限でもその法律の規制に合わせるぐらいにしてもらえないかなと思っている。
- 開発行為や土地利用、その規制をクリアしているので、その点を緩和の1つとして挙げていただけないかなと思っている。そうなれば、時間も費用もクリアできるので、その辺もぜひお願いしたい。

(5) 静岡県農業協同組合中央会

静岡県農業協同組合中央会における盛土条例施行後の状況及び課題についての概要は、次のとおりである。

- 盛土条例制定後、農地を宅地造成する場合、許認可が長くなり、1つの契約を進めるのに時間がかかるようになった。盛土の申請だけで3、4か月、開発行為申請と合わせると10か月となり、相続手続をしている場合、この支払いの期限に間に合わない可能性が出てきてしまっている。申請手続がたくさんあり、地歴調査や説明会、意見受入期間ということで苦慮している。
- 国や県単事業による基盤整備事業であれば対象外となるが、個人で基盤整備を進める際に、畑を整地化するために、筆内で土を移動させた場合でも、30平方センチメートル以上の盛土面積、1,000平方メートル以上または盛土量1,000立法メートル以上となれば規制対象となるため、生産拡大等意

欲のある生産者の妨げとなっている。管内地区の造成事業における耕作条件改善事業で、盛土条例の対象か否かの確認のために少し工事の開始が遅れてしまったこと、結果的には対象ではなかったが、土壌分析を行ったので、その費用が掛かり増しになったということがあった。

- ・ 茶の基盤整備、耕作条件改善事業を活用した基盤整備 2 ヘクタールで、この一部において 30 センチ以上の高低差を埋めるために、整備区域内の土を移動することが盛土条例の対象となった。ダイオキシン等の土質検査が必要となり、掛かり増しの費用が発生した。対象面積が増えれば、土質調査費用が増加していくということで、今後も対象になるケースが出てくることが想定され、対応がこれまでよりも大変になることが想定される。
- ・ 農業委員会に申請したところ、盛土条例に該当するというので、断念をしたという案件が 1 件あった。他の売買においても同じような形で、経費負担を原因にやめてしまう案件が発生した事例があった。
- ・ 本県 J A グループとしての問題点を 3 つ。盛土条例と盛土規制法を比較した際に、規制内容が重複している点が多く、また、盛土規制法のほうが規模要件等厳格であり、盛土条例の位置づけが不明瞭になってしまっているのではないか。規制内容が重複している中、申請手続に時間を要しており、国、県双方への対応が必要となる場合、対象事業の実施までの期間が長期化してしまう恐れがあるのではないかと。一方で、盛土規制法は、規制範囲を 2 区域に分け、それぞれ必要な手続を整理しているが、盛土条例での県内一律規制により、法律で規制を求めている地域まで規制化され、現状以上に営農への影響が出るのかもしれないという問題があるのではないかと。これらの問題点を踏まえ、盛土条例と盛土規制法のダブルスタンダードになっていることについて、ぜひ是正をしていただきたい。

(6) 公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会

公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会における盛土条例施行後の状況及び課題についての概要は、次のとおりである。

- ・ 盛土条例の対象となる場合、宅地分譲事業者の許可申請のための経費が増加する。こうしたコストは販売価格に転嫁され、最終的には消費者の負担となる。また事業者が、本事例に該当する土地分譲販売を行う場合、申請から許可までに相当な期間を要するため、宅地分譲の供給に相当の遅延が生じている。
- ・ 高さ（厚さ）について 30 センチ以上であっても、周囲に危険を及ぼす可能性のない場所、例えば“平坦地である市街地”や“平坦地である農地”であることを条件に、許可の対象外としていただきたい。
- ・ 土壌汚染状況調査や水質調査を数か所及び数回、1 か所、1 回につき 30

万円以上の調査費がかかる現状がある。そのため、宅地分譲事業者の経費が膨大となり、その結果、地主からの買取価格が下がり、一方、販売価格は上がることになる。

- ・ 盛土規制法では、土壌汚染状況調査や水質調査が義務づけられていない。盛土条例の対象であっても、地歴がはっきりしている場合等の状況に応じて、土壌汚染状況調査や水質調査の義務を免除していただきたい。
- ・ 恐らくこの1年半程、宅地造成を開発行為でやる行為が非常に少なくなっている。みなミニ開発でやっている。我々は良好な宅地を作るという使命がある。その使命に反して、宅地造成を、開発行為許可を取らず、また盛土条例の規制に外れる行為で、ミニ開発をしている。このミニ開発をすることによって、県民の良好な宅地を作る我々の業務は疎外されている。ぜひこの辺を考えていただき、直していただきたい。また廃止していただきたい、これが1番の我々の要望。
- ・ 周辺の住民に対する説明会の開催義務が、申請予定者の過大な負担となっている。市街化区域の住居地域において、宅地分譲、造成を行う際、従来は、自治会長、隣接の住民に対し個々に説明を行い、求められれば、回覧板等で地元住民に周知を行うようにしていたが、問題は生じていなかった。市街化区域の住居地域においては、周辺地域の住民に対する説明会の開催義務を、回覧板や掲示板等を利用しての周知でも可とするように制限を緩和していただきたい。
- ・ 盛土条例の施行後、県内の残土処分場（ストックヤード）で受入れ制限が相次いだことで、処分場が不足している。加えて、その処分代も高騰している。
- ・ 残土処分の問題を個々の民間業者に任せるのではなく、公共工事による残土受入れや計画的な土地造成等で、行政側が主体となり、国土に対する問題として、プロジェクトを進めていただきたい。
- ・ 盛土規制法に先行して、本県の盛土条例が施行された。法律に比べて義務が加重されているため、盛土条例の運用の抜本的な見直し、大幅な規制の改正等を早急に検討していただきたい。

（7）国土交通省 大臣官房参事官（宅地・盛土防災担当） 吉田信博 氏

委員会における吉田氏の説明の概要は、次のとおりである。

（盛土規制法の概要）

- ・ 盛土規制法は、宅地造成規制法を改正し、ほぼ新法になっている。昭和36年に宅地造成等規制法ができた。いろいろな開発に伴い、いろいろな問題に対して対処する法律として急傾斜地法や地すべり等防止法、宅地造成規制法ができた。その後、中越地震等で、かなりの盛土が滑ったこともあり、

それを踏まえて平成18年に宅造法が改正された。さらに、熱海市での土石流災害があり、28名の方が亡くなったことを踏まえて、令和4年5月に盛土規制法ができ、令和5年5月に施行された。

- いろいろ法律があったが、法律の限界で、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアがあったということで、この法律ができた。危険な盛土等を全国一律の基準で、包括的に規制する法律が必要だということで、この盛土規制法ができた。
- この法律は国土交通省だけではなく、農林水産省、林野庁、2つの省、あるいは3つの省庁が連携して、共管し、この法律を作り運用している。
- 盛土規制法の特徴は、スキマのない規制、盛土等の安全性の確保、責任の所在の明確化、実効性のある罰則、の4つ。
- 盛土規制法は規制区域をかける形になっており、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の2つの区域で規制区域があり、そういった区域をなるべく広くかけていくという形で、スキマのない規制をやっていく。この区域は都道府県、政令市、中核市が指定する形になっている。法改正前は、市街地と山間の丘陵部にしか規制区域がなかったが、今回、平地部や農地、森林部、そういったところにもこの盛土規制法の規制区域がかかる。
- 盛土規制法は、盛土や切土、一時的な堆積を対象にしている。盛土・切土には、擁壁の設置や排水施設の設置等、これまで宅地では当然あった技術基準を、宅地ではない土地利用に対しても全て行うという形になっている。普通の土捨て場等に宅地とほぼ同じような技術基準を適用する。これまで規制の対象ではなかった一時的な堆積についても、盛土の規制の対象にするところが、この法律の大きな特徴になっている。そのほか、完了検査、中間検査等々についても、今回新しく追加した。
- 工事の適正な施工中は、造成主、あるいは工事施工者等が責任を持って、安全に工事を施工するというのが当然であるが、施工後の適正な管理も特徴になっており、盛土が終わった後も安全に管理していただくということが責務としてかかってくる。これは法律ができ、規制区域を張って法律が有効になるが、その規制区域を張る前からある盛土についても、安全に管理していただく必要が出てくる。昔からある、法律の規制区域が張られる前からある盛土についても、行政が改善命令という形で安全にしろということを経営者に命ずることができる。
- 罰金、懲役等を強化し、最大で3年、罰金で1000万円、法人の場合で最大で3億円といった実効性のある罰則を設けた。こういった規制関係の法律では一番厳しい罰則になっている。
- 法律だけではなかなか運用がうまくいかないため、10個ほどガイドラインを出しており、技術基準関係では盛土等防災マニュアルや規制区域をどう

かけたらいいかというようなもの、不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン等がある。

(規制区域)

- ・ 盛土規制法は、この規制区域を張らないと全く法律の効果が出ないという形になるため、この規制区域を張っていただくことが大変大事になる。
- ・ 宅地造成等工事規制区域は専ら市街地の部分や市街地の周りにかけていただく、特定盛土等規制区域は比較的、山間部というか、市街地の外の部分にかけていただくというイメージ。
- ・ 都道府県等、これには中核市、政令市が入るが、この法律の趣旨を踏まえて、盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアはできるだけ広く規制区域を指定することをお願いしているという状況。

(既存盛土等調査)

- ・ 盛土規制法は、規制区域にかかった場合、その規制区域にかかるより前からある盛土についても、安全に管理していただくことになるので、既存の盛土も調査するということが大事になってくる。
- ・ 既存盛土分布調査等々をやっていただき、その中で応急対策が要るほど危ないものがあるかどうか等を見ていただき、安全性把握調査等をして優先度を評価し、必要なものについて安全把握調査をさらにやっていただく、あるいは安全の対策をやっていただく、そういったことで既存盛土調査をやっていただくことになっている。

(規制対象となる盛土等)

- ・ 規制の対象となる盛土等については、盛土であれば盛土の高さが1メートルを超えるもの、あるいは2メートルを超えるものが規制対象となる。あるいは、面積で500平方メートルを超えるもの、あるいは3,000平方メートルを超えるものが対象になる、あるいは一時堆積についても同じように、500平方メートル、3,000平方メートルといったものが規制の対象になり、許可等が要するという形になっている。
- ・ 災害が発生をするおそれがないと認める工事は許可不要になっている。鉱業法や採石法といったほかの法律で安全が担保されているものについては、盛土規制法の対象外になっている。
- ・ 工事の施工に附随して行われる、工事現場の中にある一時堆積についても、工事の技術者等々がちゃんと安全に管理しているということで、そういったところは盛土規制法の許可不要工事という形になっている。

(技術的基準)

- ・ 一番大きなものは、特に山間部における河川の流水が継続して存する土地、主に溪流の部分になるが、そういった谷の溪流の部分については、15メートル超の盛土をする場合には、いろいろな形で安全を確認してくださいと

いったことが、今回入っている。あるいは、地下水の排水溝、暗渠排水管もちゃんと作っていただくことも、今回新しく技術基準として入っている。

- ・ 一時堆積については、今回初めて基準を作り、高さ、盛土、堆積する土砂と同じ高さと同じ部分の空地を設けていただくことが、この基準の大きな中身になっている。こういった形で、安全を確保しようとなっている。

(不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン)

- ・ 熱海土石流災害では、行政指導はしていたが、行政命令までいかなかったもので、あのような災害になったということかと思っている。過去の盛土等の崩落事例を踏まえ、違法性や危険性が認められる場合は、行政指導に頼らず、ちゅうちょなく行政処分を実施する、行政の意識改革が必要だ、重要だということで、こういったガイドラインを作った。ちゅうちょなく行政処分するためには一定の基準が要ると思うので、このガイドラインを作り、行政命令、行政処分を速やかにできるようにした。
- ・ 盛土規制法では、立入検査や報告聴取が権能として与えられており、どこからこの盛土を持ってきたのかといった報告を求めることができ、それに対して義務が生じるため、応じなかった場合、すぐに罰が与えられるという規定も入っている。
- ・ 緊急の対応が必要な場合は、特別緊急代執行という制度があり、行政処分ということで、監督処分あるいは改善命令が、行政処分として出せる形になっている。監督処分、改善命令で、土砂を撤去しろといったことや、あるいは改善命令等々で安全な盛土にするといったことが命令できることも権能として与えられている。そういった命令に従わなかった場合は、行政代執行、緩和代執行が認められており、この法律で一定の代執行ができるようになっている。

(手続き・運用)

- ・ 工事内容の周辺住民への周知が、法律の中で義務として課せられている形になっている。どういう形で周知するかは、説明会をする、書面を配布する、インターネット等で閲覧する、といったことを求める形になっている。あるいは条例や規則で定める措置を周辺の住民に対し、やっていただくことを義務付けている。
- ・ 盛土規制法については、関係部局間の連携がすごく大事になってくる。国では、関係府省連絡会議を設け、緊密に連携を取ってやっている。この法律自体は、国土交通省、農林水産省、林野庁、この3省庁が連携して、共管で取り組んでいる。その3省庁以外では、環境省、経産省、警察と密接に連携を取り、この事業を進め、この法律を運用している。緊密に、それぞれ持っている法律等々と連携しながらやっている形になっている。
- ・ この法律を運用する地方公共団体においても、盛土規制法の所管部局だけ

ではなく、土木部局、農地部局、森林部局は当然だが、廃棄物規制部局、あるいは土壌汚染対策部局、こういったところと密接に連携を取って、この法律を運用していただくことがすごく大事だと考えている。関係の都道府県の警察とも連携を取ってやっていくことが大事。

- ・ 関係市町村、基礎自治体である市町村とも当然、連携を取ってやっていただくことがすごく大事であり、そうすることで、不法危険盛土等の早期発見、あるいは速やかな対策といったことができるようになると考えており、こういった取組はすごく大事だと考えている。
- ・ 土砂条例等と盛土規制法の関係、今回、盛土規制法は災害の防止を目的としているので、人家等に被害を及ぼす区域において、盛土等を規制するもの、物理的に危害を及ぼす、人の命が危ないといったものを目的としている。災害の防止以外の目的については、この法律の中には入っていない。いろいろな既存の条例で、災害防止以外の観点がある場合には、そういったものについて、一緒に併存することもあり得ると考えている。
- ・ 土壌汚染は土壌汚染対策法、廃棄物が混ざるときは廃掃法、そういった法律を運用している部局があるので、土壌汚染対策部局や廃掃法の部局との連携を密にやっていただくことで、盛土に関する環境についても対応できると考えたため、今回、盛土規制法には、環境に関する規定は入れておらず、災害の防止の目的に絞ったという形になっている。

(8) 静岡産業大学経営学部 教授 小泉祐一郎 氏

委員会における小泉氏の意見の概要は、次のとおりである。

(法律と条例の関係)

- ・ 条例は2つに分かれ、法律に基づく事務を実施するために条例や規則を定める場合に法施行条例と、それとは別に、法律に基づかないで自治体独自の事務という形で条例を制定する独立条例がある。今の盛土条例は法律と関係ないため、独立条例ということになる。
- ・ 今の盛土条例とは別に、盛土規制法施行条例も整備しなければならない。こういった中で、今の盛土条例をどう見直すかということが、今議題になっていると理解している。
- ・ 二重規制とは、規制目的と規制の対象の両方が同じ場合をいい、いずれかが違う場合は、一般的には二重規制とは言わない。
- ・ 法施行条例の場合は、法律に基づいて条例を作り、法律に基づく事務について条例を作るため、当然、規制の目的も対象も同じとなり、一般的に法施行条例はそれが当たり前になるが、これは二重規制とは言わない。
- ・ 今の盛土条例のように、独立条例の場合は、法律と目的や規制対象が同じとなるため、二重規制の議論になる。ただ、二重規制が全ての場合に問題

となるわけではなく、法の規制内容、例えば規制の基準が、法の規制では、非常にこの地域では問題があるといった場合には、条例で上乗せの規制を定める場合がある。実際、公害対策において、静岡県にも生活環境保全の条例があるが、全国で公害対策の水質基準の条例は、市町村も含め、条例で定められた規制が上乗せされ、一般的に上乗せ基準が適用となっている。

(国の盛土規制法と静岡県の盛土条例の関係)

- ・ 盛土規制法と盛土条例の目的と対象をみると、目的は、盛土規制法は災害の防止のみ、盛土条例は災害の防止と生活環境の保全の2つを目的としており、規制の対象は、おおむね盛土という点では同じであるため、この災害の防止を目的とした盛土の規制ということになると、今の盛土条例と盛土規制法は、いわゆる二重規制になるという点がある。
- ・ 一方、生活環境の保全は目的が異なり、いわゆる二重規制ということではない。むしろこちらは、二重規制ではなく、業界からも要望が出ていると聞いているが、規制の内容が厳しすぎるという問題、議論点がある。二重規制の問題と、二重規制ではないけれど規制が厳しすぎませんかという2つの話がある。
- ・ 災害の防止の規制は、法律と同法施行条例で対応されることになると、現在の盛土条例を改正して、災害の防止の目的も削れ、その関連で、盛土の構造の関係の規制等は削除になると思う。
- ・ 生活環境の保全に関する部分の目的と、それに関係する部分だけが残るということになると思うが、目的も変わるので、当然内容も改正になるので、名前から含めて抜本的に変える。いずれにしても、相当大幅な、抜本的な改正になると思われる。

(盛土条例の汚染土壌規制の仕組み)

- ・ 盛土条例上は第7条で土砂基準を規則で定めており、29の物質に規制がかかっている。第8条に、何人も土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土行為等をしてはならない、とあり、これは許可制とは全く関係なく、そもそもそういうことをしてはいけない、と定めており、土砂基準に適合しない土砂等を停止したり、措置命令したりすることが出来る。例えば、富士山麓に、ダンプに土砂を積んできて不法投棄する場合に、それが廃棄物であれば、廃棄物法の対象になるが、残念ながら汚染土壌は廃棄物法の対象にならない、廃棄物法の廃棄物の定義が狭すぎる面があると思うが、対象にならない。そうなる、取り締まれないということになるため、こういう不法投棄を取り締まる意味でも、この8条は必要になる。これは許可制とは別の話になる。
- ・ 撤去命令なども出来なければならない。この8条が重要なのは、これがあることによって、不法投棄の取り締まりもできるが、仮に不法投棄された

ものがあって、地元で困ったといった場合に、県が代執行でこれを処理しようとする、この8条の規定がないとできない。要は義務付けがあり、それに対して違反があるので、事業者がやらないから県が代わりにやるということになる。この8条は非常にこの盛土条例上、重要となる。

- 特徴的なのが、土地所有者の同意や資力信用要件というものがある。特に申請者の資力信用要件は非常に重要で、都市計画法の開発許可にも入っているが、これによって暴力団や今まで違反をやってきたもの、ペーパーカンパニーで名前だけの会社等で申請して、実態は別の人間がバックにいるというようなものを排除するという点で、この申請者の資力信用は非常に重要となる。
- 許可後の義務の負担が、事業者の方にとって重たいという話があるように聞いている。特に、土砂の搬入の報告が別にあるが、水質調査の報告と土壌汚染の調査の報告、これらが特に業界のほうから問題になったと承知している。
- 立入検査がまた重要で、8条との関係もあるが、土砂を運搬しているものに立入検査をして、その土砂を無償で取り上げなければ証拠にならない。他人の物なので、盛土条例で取っていいよと規定がないと取れないので、この立入検査やこの土砂を採取できるとか、この規定は、不法投棄的なものに対する意味でも非常に重要となる。

(盛土条例の汚染土壌規制に関する業界要望の検討)

- 規制は目的と手段の間に合理性が必要。場合によっては、合理性を否定されると、裁判で負けるという点がある。規制の目的に対して、規制の方法があまりにも過大という場合になると、実は違法だということで、命令しても相手が争ってきて、裁判で負ける場合がある。そういう意味でも、規制がある程度、合理的な内容でなければならないということが、まず基本となる。
- 議論する段階でも、議論の対象の規制が、盛土条例の規定の問題なのか、規則の規定の問題なのか、運用の規定の問題なのか、ということ特定しておく必要がある。
- 盛土条例の規制は、悪質な業者に対処する必要もあるものがあり、どちらかというところを念頭に置いてやっている。したがって、盛土条例の原則は一般的に厳しくなっている。ただ、そうすることで、真面目な業者にとっては過大になる場合もあるため、通常は条例にただし書等で、規則で定める場合は緩和できるようにしており、規則で具体的に緩和するものを列記する、これが一般的な方法だと思っている。
- 今回の盛土条例についても、そういった対応が必要な部分があるのではないかと思う。運用規定で決めていることに、改正の余地があるという場合

があるのではないかと思います。当局としても規制の運用のところを見直すことができるはずだと認識している。

- 土砂の汚染土壌の調査は、私が見た限りでは、運用規定に、見直しができるように、盛土条例の規則上はなっているはずなので、この規制の緩和が可能なはずだと認識している。
- 宅地開発の場合の水質調査の報告、宅地開発した後に水質調査は普通やらないし、できない。宅地分譲の場合は、普通はコンクリートかブロックで擁壁して、むしろ降った雨は速やかに調整池や水路で、表流水で浸透せずにどんどん流すので、そういう意味では、水質調査自体、どうやってやるのかという話になる。さすがに県で運用を見直し、宅地分譲や開発の場合は、水質調査は不要となっている。
- 工事施工中の土壌調査という定期検査があり、これは規則で、規則からさらに知事に委任して、運用規定のほうで知事が定める方法でやっていいというものがある。なので、原則はサンプリングと書いてあるが、その他知事が定める方法でやっていいというのを規則で定めているので、この知事が定める方法を見直すことで、水質調査と同じように、運用の見直しも順次やっているとは聞いている。今の見直しがどの程度なのか、またそれがさらに必要なのか、どこまでやっていくのか、というところ。
- 令和5年4月の規則改正で、土壌分析調査以外の方法も規則でできるように改正したと聞いている。具体的には、土地の履歴がちゃんと書面で説明できれば、現状の土壌分析まで調査しなくていいという規則改正をした。これは規則改正しなければ、運用ではできなかったこと。規則で、その例外を知事が定める等なかったので、そうしたというところ。
- 業界団体の要望で、住民説明会の開催というのがあった。これは、盛土条例で住民説明会だけを特定して方法にしているので、やむを得ない場合というのはあるが、これは盛土条例を改正しないとできない。説明会でなくてもいい場合もあるかと思うので、大規模な場合などに限定して、別に周知する方法はあるのではないかと考えている。
- 条例事項は条例改正、規則事項は規則改正しないとできない。運用の改正は運用の改正でできる。個人的見解だが、提案させてもらう。
- 規制緩和の方法として、許可不要を増やすという方法。土地改良事業、またはこれに準ずる事業は、規則改正で許可不要になったと承知している。土地改良事業やこれに準ずる事業は、役所が関与して補助金等を出したり、支援したりしているということで、多分許可不要にしたのだと思う。要は行政と一緒にやってるのであれば、土地区画整理事業も改正の対象として検討してはどうか。
- 許可不要の認定という簡単な手続を作り、それで許可不要を広げられない

か。特に、造成区域の外から土砂を搬入しない場合、区域内で切り盛りする場合は、外から土砂が来ないので、土壌汚染の問題は普通はないと思われる。

- ・ 都市計画法の用途地域は、通常、宅地利用となり、悪い土を入れられない。通常宅地造成で、農地をかさ上げする場合、1メートル以下だと思うが、そういった場合は、用途地域内は許可不要の認定という手続で、許可不要にしてしまうことができる可能性があるのではないかと考える。こういった検討もしてはどうか。要は、認定という、許可不要ですと認定することで、悪質な業者を排除することで、許可不要を増やす検討をしてはどうかと考えている。

(開発型盛土と処分型盛土の違い)

- ・ 処分型盛土とは一応つけたが、これは盛土というよりも土砂の投棄である。開発型盛土と処分型盛土に分け、この処分型盛土の規制をやっているということを特に念頭に置いていただく必要がある。

(土砂等の移動に対する法律による規制制度の状況)

- ・ 今回盛土規制法ができて、土地利用事業の適性化でもない、特定の土地の区域の現況の保全でもない、土砂等の処分の場合を法律で規制したということは、法律の意味があると認識している。

(熱海土石流災害からの教訓)

- ・ 熱海土石流災害までは法律の規制がなかった。条例も、土砂の処分の問題は千葉県から始まり、神奈川県、静岡県ときて、1996年に小山町や御殿場市等で条例を作ってきたが、熱海市には条例がなかった。県は先んじて条例はあったが、これは土捨ての問題の生ずる前の条例で、土地利用や土砂の土採取の条例であり、土砂の処分のもではなかった。当時の県の土採取条例は、届出制で、罰則が軽く、首都圏に比べて規制が弱かったという問題、反省がある。
- ・ 届出制というのは非常に危なく、行政手続法に書いてあるように、届出制は必要な欄に内容が埋まっていて、添付書類が間違っているとしても一応ついていけば、届出義務が完了したことになる。
- ・ 許可の場合は、そんなの出しても許可しませんよと言えるが、届出が完了すれば、資力信用、暴力団排除の審査もできず、内容を確認しようとしても、向こうは届出はしたと言い張ってしまう。許可制のように条件がつけられず、許可制の場合は懲役ができるが、届出制の場合は懲役はなく、罰金となる。警察もなかなか動きにくい。
- ・ 熱海土石流災害は、土砂災害ということで注目されたが、実際は汚染土壌の問題ということがもう1つ重要なこと。本来、国土交通省の盛土規制法だけではなく、環境省の土壌汚染対策法では土砂の搬入が規制がない、こ

れはやはり、国のほうの問題があると思っている。

- こういう事件が起きると、なぜ防げなかったのかという、行政対応は確かに大きな問題ではある。ただ、事件が起きたとき、対応が悪かったということで片づけてしまうと、なぜ防げなかったかということではなく、なぜ発生したのかという話が十分検証されないまま、規制だけが厳しくなってしまう。そうではなくて、その原因をしっかりと見る必要がある。
- 悪質な土砂を受け入れることで資金を稼ぐということにはほかならないと思うので、そういう意味では、この土砂ビジネスについてしっかりと厳罰化していかなければいけない。

(静岡県の立地上の留意点)

- 首都圏からの流入が危ないため、首都圏に規制が弱いと見られないよう、発信は重要だと思う。真面目な事業者が、過大な負担にならないよう、規則や運用規定、場合によっては盛土条例の改正も含めて、例外的な緩和をする。仕組み上は例外のほうが多くても、盛土条例が原則で、規則運用が例外であるため、そういう意味では、例外のほうが多くても構わない。例外の場合、いろいろ規定を変えていくということも必要だと思う。
- 県内東部地域を中心に、水資源が非常に豊かで、企業立地もあり、産業経済もあり、ファルマバレー等いろいろある中で、土壌汚染は水質汚染につながり、農林水産業や企業立地の悪影響もあるため、悪質な業者が外から来るのを排除しつつ、規制の強化が必要となる。

(土砂の受け入れ場所の確保)

- 土砂の受入れの誘導、もしくは残土処分を兼ねた公共施設の検討など、土砂の受入場所の確保もお願いしたい。公共施設を造るときも、例えば野球場を造るにしても、残土で盛るなど、適切な土砂の受け入れ場所の確保のための施策の検討が必要だと考えている。ここが優良だという優良場所の認定も検討してはどうか。

(都道府県と政令市の役割分担)

- 国と都道府県と市町村の役割分担がある。政令指定都市と都道府県は、役割分担ができるところで、実際、土壌汚染対策法や今回の盛土規制法は政令市に権限がある。盛土条例を見直し、改正される場合には、静岡市、浜松市のような政令市を対象にするというのは、いかがなものかと思っているため、その辺りも十分に検討していただきたいと思う。当然、政令市との連携調整は必要だということは承知している。

6 先進地調査

当委員会では、視察先として、千葉県、一般社団法人 全国建設発生土リサイクル協会、埼玉県及び、京都府、大阪府、大阪湾広域臨海環境整備センターの6カ所で調査を行った。

(1) 千葉県庁（県土整備部県土整備政策課、環境生活部ヤード・残土対策課、農林水産部森林課林地対策室）

千葉県における盛土等の規制に関する条例に係る現状及び課題等について説明を受けた。

《概要》

(盛土による災害防止に向けた総点検の結果)

- ・令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、国から示された盛土による災害防止に向けた総点検実施の方針に基づき、国や市町村と連携を図り、盛土等の総点検を実施した。点検の方法は、市町村への届出・申請や国土地理院の地図での変化、住民からの通報等による。
- ・①総点検対象箇所数2,898箇所のうち、②土砂等の崩落により周辺の人家や公共施設への影響が考えられる盛土5箇所、③許可・届出等の手続きがとられていなかった盛土146箇所、④手続き内容と現地の状況に相違があった盛土170箇所、⑤必要な災害防止措置が確認できなかった盛土31箇所、⑥廃棄物の投棄等が確認された盛土6箇所、②～⑥のいずれかに該当する盛土が計329箇所であった。
- ・千葉県では、東京都や埼玉県から土が持ち込まれ、盛られることがある。実際にそういった現場を目の当たりにしたが、強制的に排除できないもどかしさを感じている。

(残土条例・再生土条例)

- ・建設工事現場等から出る建設発生土等（標準仕様のダンプトラックに山積みし、上を人が歩けるもの）は、残土条例にて平成10年から規制を開始し、土砂等を埋め立てる行為を許可制としている。また、建設工事現場等から発生する建設汚泥やコンクリートガラなどは産業廃棄物となるため、廃棄物処理法になるが、中間処理の際に、建設汚泥の脱水やコンクリートガラの破碎などを行い、埋立資材として製品化したものは再生土となり、再生土の埋立てについては再生土条例での届出制となっている。
- ・残土条例は県民の生活環境を保全することを目的しているが、盛土規制法は公共の福祉に寄与することを目的としているところ、また、土壌の汚染に対する規定がないのが大きく異なる点となる。災害の防止については、残土条例も盛土規制法も同じような規定をしているが、盛土規制法の規制区域が決まり、盛土規制法の許可を要する行為については、残土条例については適用

除外とする形の規則改正を令和5年5月に行なった。また、盛土規制法では、崖崩れ又は土砂の流出を災害と定義しているが、残土条例では災害の定義は規定していないところも異なる点となる。

- ・ 千葉県の条例の体系としては、環境基本条例、環境保全条例があつて、残土条例、再生土条例がある。千葉県の場合は、残土条例、再生土条例はあくまでも環境行政に関する条例と位置付けており、盛土規制法が制定されてもこの体系は変わることはないと考えている。千葉県環境保全条例でも、「生活環境の保全等」とうたってはいるが、残土条例でも県民の生活環境の保全を目的としていることから、盛土規制法よりも残土条例がより守備範囲が広いと考えている。盛土規制法では、「公共の福祉」は道路や学校等の公共性のあるものが主な対象になるが、残土条例では、公共性だけではなく、生活に密接に関係のある財産である普通の住宅や田んぼの農作物といったものも保護対象と考えている。

(残土・再生土の是正対策)

- ・ 衛星画像を活用した不適正埋立ての監視業務を令和6年度新規事業として開始（予算額30,000千円）、現在、一部の地域で試行している。千葉県では、許可事業場の監視を行っているが、抑止効果を最大化するため、監視エリアは非公表としている。
- ・ 残土条例担当のヤード・残土対策課が環境生活部ということで行政職が中心であるため、「土砂災害防止アドバイザー」を会計年度任用職員として採用し、職員の土木的知見不足を補っている（週1回勤務）。
- ・ 令和2年10月からは、デジタルツールの活用ということで、ドローンを用いて許可事業場において、土砂等の搬入前に現地状況を確認している。

(不適切な盛土への対応)

- ・ 搬入土量の超過や高積み、法面勾配等の構造不適合など、許可内容と異なる盛土や、そもそも許可を得ずに無秩序に搬入する無許可盛土等の不適切盛土のうち、監視指導班では無許可盛土に対応している。無許可盛土に対しては、早期発見、早期対応が必要であり、市町村との情報共有が大事。県内全域が対象となるため、パトロールという対応は現実的ではない。
- ・ 情報の覚知は、地域住民や相談・通報、土地所有者からの相談・通報、市町村や県出先機関からの情報、大きく分けてこの3つとなる。届いた無許可盛土の情報に対し、調査と是正指導を並行して行う。調査としては、行為者や搬入物が何か（残土、改良土、再生土、汚泥（廃棄物）等は発生元をつきとめないと特定できない）、搬入物の性状性質や数量等を調査する。違法性の周知については、口頭での指導はなかったものと同じであるため、文書での指導とするよう市町村には指導している。市町村、警察、運輸局と連携して対応している。

- ・課題としては、搬入されてしまった土砂は、ほぼ片付くことがないという認識で、早期発見、早期対応で、市町村と密に連携して対応する。体制の整っていない市町村を狙って何度も無許可盛土がされるので、県残土条例を適用除外としている市町村であっても、そういった市町村へのサポートは手厚く対応していく。制度全体の課題としては、埋立事業者への許可を求めているが、土砂の排出元等への義務付けはしていないため、埋立事業者が違法行為を前提として、分かりきった上で行ってくる場合には、抑止力として実効性を担保しきれていない。

(2) 一般社団法人 全国建設発生土リサイクル協会

全国建設発生土リサイクル協会における建設発生土の有効利用等の取組について説明を受けた。

《概要》

(近年の建設発生土等の状況、適正な処理方法や有効活用策)

- ・国交省の平成30年度の「建設副産物実態調査結果」をみると、場外搬出されるのが1億3,000万立方メートル、土砂利用量が6,500万立方メートル、このアンバランスが究極的な課題だと考えている。場外搬出される1億3,000万立方メートルのうち、土質改良されるものはわずか3%程度であり、44%(5,873万立方メートル)は内陸受入地、いわゆる、残土処分されている。その一方で、2,506万立方メートルは新材が利用されている。
- ・公共工事では、有効利用につながらない残土の搬出や新材の利用を原則禁止し、内陸部工事や海面事業等の工事間利用や、砂利採取跡地等の復旧事業や工事予定地での準有効利用等、官民一体となった有効利用の徹底が出来るのが理想だと考えてる。平成30年度の調査結果をみると、単純に、(工事間利用量+準有効利用量+受入地搬出量)と(新材購入量)とを比較し、新材購入ゼロとすることは可能だと考えている。
- ・建設発生土リサイクル徹底に向け、現状、工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として50km圏内の建設工事現場に搬出することになっているが、その際に、「ストックヤード運営事業者登録制度」に登録のあるストックヤードや土質改良プラントを優先するとともに、建設発生土搬出工事が土砂を調達する場合は、建設発生土を搬出した土質改良プラントやストックヤードから土材料を調達する「セット利用」を原則とすることで、建設発生土の有効利用に繋がりたいと考えている。東京都では既に取り入れている仕組み。土砂利用工事においても、工事発注前に、土砂搬入工事ごとに、建設発生土搬出工事と利用調整した上で、工事発注の際には、土砂の調達先を指定して工事発注する「指定利用」を提案する。

(建設発生土等の処理に係る課題や行政に求めること等)

- ・「新材が安い、リサイクル材が高い」という現状があるため、リサイクル材が受け入れられない。行政からは高いので使えない、と言われる。公共工事におけるリサイクル土の有効利用を進めていくためには、県から基礎自治体である市町に働きかけをして欲しい。発注者側から、リサイクル土、建設発生土の利用を進めて欲しい。使う側が安心して使える土づくり、体制づくりを頑張っている。市町の意識が変わらなければ、なかなか難しい。国との温度差がある、地方が変わらないと何も変わらない。

(盛土規制法や各自治体における盛土規制の条例による規制に対する意見等)

- ・盛土規制法は、生活環境保全を法制定目的とはしておらず、環境保全の規制はない。土壌汚染に関しては盛土規制法ではカバーできない。両立するという考え方から、自治体で制定する土砂条例でそのまま残すことが出来るという判断を国ではしている。土壌汚染対策法が出来た後に制定された土砂条例の中で、環境基準のチェックは過剰ではないかという法律の専門家の意見も聞かれる。大阪府では令和6年から条例を廃止し、条例を廃止したことで、環境基準のチェックもなくなった、と聞いている。

(同席頂いた静岡県会員（事業者）の意見)

- ・熱海から残土処分場がなくなり、土の行き場がなくなった。残土の再利用の取組を開始した。土を作っても最終処分場がなく、持っていく場所がない、再生土の需要もない。処分費が3倍に値上がりし、残土処分場にも規制がかかり、許可がなかなか下りない。半分は再利用、半分は残土処分で、お金を払って使ってもらっている。改良土がより普及していけばよいと感じているが、周知されていないため、出ていく先がない。公共工事の発生土を受けれる先がないので、自社の開発工事の盛土等に使っている。土の品質管理を数値的に示し、再生土の価値を訴えていく。

(3) 埼玉県庁（環境部産業廃棄物指導課、都市整備部都市計画課、県土整備部建設管理課）

埼玉県における盛土等の規制に関する条例に係る現状及び課題等について説明を受けた。

《概要》

(県内の不適切盛土の状況)

- ・県の土砂条例に上乗せする形で、市が土砂条例を制定している。熱海の土石災害を受けて国から指示のあった盛土の総点検を令和3年8月に実施した。
- ・土砂条例による点検対象は65箇所。措置不要は16箇所（市町村条例14箇所、県条例2箇所）、何らかの措置が必要は49箇所（市町村条例42箇所、県条例7箇所）であった。その他、他部署の所管となる農地法、森林法、砂防法、都市計画法等による点検対象は405箇所あり、何らかの措置が必要は21箇所であった。

- ・令和3年度の総点検の際に、何らかの措置が必要となった49箇所（市町村条例42箇所、県条例7箇所）について、令和5年度に改めて総点検を実施したところ、29箇所（市町村条例26箇所、県条例3箇所）に減少していた。いずれも、人命や財産等に差し迫った危険性はないと考えている。

（盛土等の監視・指導の実績）

- ・土砂条例に関する監視・指導については、県内の7つの環境管理事務所で実施しており、年間700件～850件の監視パトロールを実施している。県北部は、丘陵地や砂地、農村・田園地域が多く、土砂に狙われやすくなっている。また、県東部の平らな地域では、田畑が多く、休耕地が土砂に狙われやすくなっている。

（地域と連携した監視の強化策）

- ・県条例と県内63市町村条例とのすみわけは、独自条例を制定する市町が8市町、上乗せ条例を制定する市町村が47市町村、条例制定のない市町が8市町となっている。県条例が堆積面積3,000平方メートル以上で規制するのに対し、150平方メートル以上（1市町村）、300平方メートル以上（5市町村）、500平方メートル以上（41市町村）で規制する等、上乗せ条例となっている。
- ・毎年、県及び県内全市町村と「違法な土砂堆積に係る連絡会議」を開催し、悪質な事業者の情報交換など、協力体制の構築・強化を図っている。
- ・通報・監視等に係る強化策としては、不法投棄110番、不法投棄通報アプリ、民間団体との通報協定、民間委託による監視パトロールを行っている。不法投棄110番では、平日夜間及び土日祝日に職員が専用携帯電話により交代で対応している。もともとは、廃棄物の不法投棄について、365日24時間体制で電話通報を受け付けていたものに、土砂の不法堆積情報も含めて通報頂くようになった。
- ・不法投棄通報アプリは今年度導入予定のもので、スマホアプリにより写真を撮って通報頂けるようにし、運用後は、不法投棄110番よる電話受付対応は同アプリに移行する。民間団体との通報協定では、県環境産業振興協会、運送会社等民間40団体と廃棄物の不法投棄を発見した際に情報提供していただく協定を締結しており、今後は、土砂関係も対象に含めて、広く情報提供してもらうよう協定団体に働きかけていく予定。
- ・民間委託による監視パトロールでは、監視の目が届きにくい休日や夜間に、廃棄物の不法投棄が多発する現場や土砂を不法堆積されそうな現場を、警備会社への委託による監視パトロールを実施する。

（建設発生土の発生状況及び処理状況）

- ・埼玉県における建設発生土の現場外搬出の考え方は、建設発生土が発生する場合は、原則として工事現場から50kmの範囲内で他の建設工事を調査し、用途に応じた土質や発生時期を考慮して工事間利用を行うものとしている。
- ・埼玉県における建設発生土の発生状況及び処理状況は、埼玉県（市町村除く）

の建設発生土の発生状況及び処理状況について、過去3か年の実績、発生量、現場内利用、現場外搬出（＝有効利用＋最終処分）は表に示すとおりであるが、有効利用率（＝〔現場内利用＋有効利用〕/発生量）は令和3年度91%、令和4年度94%、令和5年度88%と、建設発生土の有効利用に努めている。

（土砂条例における規制内容）

- ・土砂条例の規制内容については、条例第2章で排出の届出、第3章で堆積の許可、土地の汚染調査、第4章で土砂搬入禁止区域の指定、指定区域への土砂の搬入禁止、と行為者を規制する条文となっている。
- ・土砂の排出関係では、建設工事に係る土砂の排出の届出(第6条)ということで、500立方メートル以上の土砂を排出する建設工事業者は、当該建設工事現場から土砂を排出する20日前までに届出が必要。どのような内容のものが、どこへという行先を届け出る。また、堆積した土砂(ストックヤード)の排出の届出(第7条)ということで、500m³/月以上の堆積した土砂を排出する者は、排出計画を定め、月の初日の10日前までに届出が必要。
- ・土砂の搬入禁止関係では、土砂搬入禁止区域の指定(第28条)ということで、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがある、かつ、6月を超えない範囲内で、当該土地を土砂の搬入を禁止する区域として知事が指定することができる。また、土砂の搬入禁止(第29条)ということで、何人も、土地所有者であっても、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない、と定められている。
- ・土砂の堆積関係では、土砂の堆積の許可(第16条)ということで、3,000平方メートル以上の面積の土地に土砂を堆積する者は許可が必要となっている。技術基準としては、原則、高さ2m以下かつ勾配1/2以下(勾配1/2=約26.5°)で許可している。また、加えて、堆積に係る土地の汚染調査(第26条)ということで、6か月ごとに、土砂を堆積した土地の汚染調査を実施し、結果を届け出ることとしている。

（盛土規制に関する課題）

- ・早期発見・早期対応の充実強化ということでは、規制対象未満から堆積面積を拡大していく事例については、いつの時点で県条例の規制対象（3000平方メートル以上）になるか分かりにくく、指導するタイミングの判断、発見が難しい。が、多くの市町村において、上乘せ条例で先に規制対象となる。
- ・条例違反による事件化の難しさということでは、度重なる指導や命令に従わない場合には、告発に向け準備を進めるが、「いつ」、「誰が」、「どれだけ盛土したか」等を明確に行政側が立証しなければならない。行政指導の中でこれらを明確に把握することは困難な場合があり、「告発→逮捕」となっても、最終的には起訴に至らないケースもある。
- ・条例による抑止力の限界ということでは、条例では、2年以下の懲役又は100

万円以下の罰金までしか罰則が設けられない。仮に、「逮捕→起訴→有罪」で罰金刑になったとしても、条例における罰則の上限は「100万円」であり、その程度では悪質事業者に対する抑止力としては不十分である。

- ・土木の専門知識の必要性ということでは、基準が2mであるため、2mであれば崩れてもそれほど大きな被害ではないが、基準を超過し高く積み上げられた土砂の山や、軟弱地盤あるいは傾斜地への堆積に対しては、崩落や地滑り等の危険性についての的確な判断が求められる。担当が環境部の化学職、事務職の職員であるため、土木の専門的な知識を持つ職員を担当者として配置することが大変重要だと考えている。

(4) 京都府庁（建設交通部建築指導課・指導検査課、総合政策環境部循環型社会推進課）

京都府における盛土等の規制に関する条例に係る現状及び課題等について説明を受けた。

《概要》

(盛土規制法に対応するための体制整備 現状と課題)

- ・法の規定による新たな区域指定に向けた「基礎調査」を実施している。①市街地や集落の抽出、②府内の市町村の協力を得ながら盛土の情報や提案を頂く、③既存盛土の分布、これら3つの観点で調査し、令和7年5月25日までの区域指定に向けて作業中である。府内26市町村のうち、政令指定都市である京都市は令和6年6月6日に区域指定、本格運用を開始した。
- ・旧宅地造成等規制法の許可権限を有する市町村は、26市町村のうち京都市のみで、京都府は京都市を除く25市町村を所管しているが、旧法の規定による指定区域（宅地造成工事規制区域）は京都市を除く全府域の約2%のみに留まっている。この現行区域2%の約50倍の区域について基礎調査をし、区域指定の要否等の判断をする必要がある。基礎調査主体として、法定の市町村長の意見聴取を視野に入れ、京都市を除く全ての市町村との調整が必要となる。

(建設発生土の対応)

- ・建設交通部発注工事における建設発生土の取扱いについて、令和6年5月に改定。建設発生土処理の選定については、全て指定処分としている。以下の順に処分先を選定する。①建設発生土の抑制・現場内処、②公共工事間流用、③公的な処分場、公的なストックヤードへの処分（南部地域については、財団法人城陽山砂利採取地整備公社へ処分する。）（※「財団法人城陽山砂利採取地整備公社」＝高度成長期に山砂利を採取した跡地の修復、近畿砂利協同組合、府、城陽市の3者で出資）、④民地への処分

(土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例における規制内容)

- ・京都府土砂条例制定の契機は、平成18年～19年の頃、再生土といわれる廃棄物

の不法投棄事案、同時期の地下水汚染があり、当時、対応を検討する委員会から条例を制定すべきとの提言を受けた。条例の施行は平成21年、途中、令和元年公布（令和2年施行）の一部改正では、土砂の搬入禁止区域や土地の所有者への勧告ができる等の規制を追加した。

- 条例の背景が、危険な盛土というよりは、廃棄物や汚染された土砂による埋立てに伴う健康被害がきっかけとなっていることから、埋立基準に適合しない土砂等による埋立て等を禁止している。3,000平方メートル以上の埋立てを行う場合には、土地の埋立て等を行う者があらかじめ許可を受ける必要がある。面積要件のほか、土砂を外部から持ち込まない埋立てや国や地方公共団体等の公的機関が行う埋立て等、いくつか許可を要しない埋立てを規定している。また、同様の府内市町の土砂条例の許可を受けているものについても、許可不要としている。
- 許可申請等に必要な書面については、その埋立てが災害の防止のために必要な図面や検査結果、発生場所や土砂発生場所であらかじめ土壌調査をした検査結果の証明書等を提出すること、周辺住民への説明会やチラシの配布等、事前の周知を行うこととしている。また、許可取得後にも、変更がある場合は、変更許可の申請、環境面では搬入土砂を展開して検査する、埋め立てた場所についても一定期間ごとに土壌調査をさせるといった規定もある。また、無許可盛土や許可基準違反の場合は行政処分を受けることとなる。
- 平成28年～30年頃、府内での悪質な無許可搬入事案が多く発生したことから、埼玉県や大阪府が先行していた土砂等搬入禁止区域の指定を令和元年に一部改正し、追加した。

（5）大阪府庁（環境農林水産部みどり推進室森づくり課）

大阪府における盛土規制の現状及び課題等、盛土等の規制に関する条例の廃止までの動きについて説明を受けた。

《概要》

（土砂条例設置当時の背景や施行時の状況等）

- 大阪府においては、土砂の埋立て等の行為に対して、安全を確保するための府域統一的な規制制度がなく、土砂が無秩序に積上げられる事案が見られた。
- 埋立て等の行為地の周辺住民からは、土砂の搬出元や性状が不明であることから、生活環境への影響を不安視する声があった。そのため、土砂条例には、災害の防止に加え、生活環境の保全が規定されることとなった。
- 開発行為に制限を課す森林法や砂防法等の適用区域であっても、それぞれの法は土砂の埋立て等の行為の安全確保を主目的としていないため、限界があった。
- 土砂条例による土砂埋立て等の許可は、府城全域を対象とし、面積が3,000

平方メートル以上の外部搬入土砂による埋立て等を行う場合は許可が必要（一団の土地の区域が 3,000 平方メートル以上となれば許可の対象）。許可期間は最大 3 年、場内の切り盛りは対象外。国、地方公共団体等が行う場合などは適用除外。

- ・ 許可申請しようとする者は、埋立て等区域内の土地の所有者の同意が必要。許可申請前に、申請書の記載事項を周辺住民に周知させるための説明会を開催し、説明会の内容及びその結果については、許可申請書に添付する。
 - ・ 許可の基準は、申請者やその役員等が欠格要件（本条例の命令・取り消しを受け 3 年を経過しない、暴力団員やその関係者など）に該当しないこと、申請者が、埋立て等を的確に、かつ継続して行うに足る資力を有している者であること、災害の発生を防止するため、地下水等の排除や擁壁設置等に関する構造上の基準に適合していること、埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること等。
 - ・ 条例の施行にあたり、監視指導の推進体制を整えるため、H27 年 5 月に副知事をトップに 3 部長、市町会代表、町村会代表、府警察本部生活環境課長で構成する「大阪府土砂埋立て等規制連絡協議会」を設立。府と市町村が連携した監視体制等を構築するため、協議会の下に各農と緑の総合事務所（4 つ）単位で「ブロック連絡協議会」を設置し、合同パトロール等を通じた情報交換を実施。
 - ・ 条例の施行を契機に関係者が一丸となり、今後の土砂埋立て等行為に対する監視指導の体制整備や不適正な埋立て等の未然防止を図る。協議会の下に「土砂条例運用 WG」及び「早期発見、監視 WG」を設置し、土砂問題に関する情報共有、条例運用支援のほか不適正行為の早期発見・監視手法の検討等を行った。
 - ・ 大阪府土砂埋立て等規制連絡協議会は、R6 年 3 月 28 日、土砂条例廃止に伴い解散。R6 年 4 月 1 日には、大阪府内盛土等対策連絡会議が発足した。協力企業（4 者：ヤマト運輸、佐川急便、農協、森林組合）との協定締結（R6 年 5 月 1 日）。
 - ・ 災害防止の措置等を事前に講じないまま大量の建設発生土の埋立て等を行い、多額の不当な利益を得る者などが存在することに鑑み、罰則の強化等が求められることから、平成 27 年度から令和 3 年度まで、国要望を行ってきた。（部局別要望、知事重点要望（R1））。さらに、平成 30 年度から令和 3 年度まで近畿ブロック知事会としてもほぼ同内容で国への提言を継続してきた。（春、秋）。
- （盛土規制法の運用開始及び土砂条例の廃止）**
- ・ 令和 5 年 5 月 26 日施行の「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」は、「宅地造成等規制法」と「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（土砂条例）」の規制を包括する法制度と考えている。

- ・令和5年度に規制区域を指定するための調査を実施→法定権限を有する政令市・中核市の区域も含め、府域全域が規制区域に指定される見込み（大阪市：令和7年4月に指定予定）。
- ・令和6年4月の盛土規制法の運用開始に伴い土砂条例を廃止→令和5年9月議会で提案→令和5年10月30日公布、令和6年4月1日施行。
- ・盛土規制法は、森林区域を環境農林水産部（みどり推進室）、森林区域以外を都市整備部（建築指導室）で業務を分担（共管）。
 - ※森林区域は、森林法に基づく林地開発許可の対象となるエリアで、環境農林水産部は林地開発許可制度と一体的に規制
 - ※規制対象の大幅な拡大や、不適正な盛土行為の多くが森林部で発生することが想定されることから、適切な対応を行うため人員体制を強化
- ・土砂条例にあって盛土規制法の規定にない内容は、土砂搬入禁止区域と汚染土壌の確認・水質検査。
- ・土砂搬入禁止区域は、盛土規制法において、幅広い工事関係者への監督処分や実効性の高い罰則が措置された、担保されると判断した。
 - ※既指定(1件)については、経過措置規定を設けて引き続き指導した
- ・汚染土壌の確認・水質検査は、盛土規制法の施行に合わせて、資源有効利用促進法省令が改正され、土壌汚染対策法において汚染のないことが確認できた土砂のみを盛土規制法の許可地に搬入させる仕組みに強化された、担保されると判断した。
 - ※水質検査…行政指導（許可時の必要事項）として、引き続き実施を求める

(土砂条例の廃止)

- ・土砂条例における「土砂搬入禁止区域」、「汚染土壌の確認」「水質検査」については盛土規制法において規定はないものの、「盛土規制法及び関係法令の運用の徹底を図ること」や、「許可時の必要事項として引き続き実施を求めること」により対応可能。令和6年4月1日からの盛土規制法運用開始に伴い、令和5年度末に土砂条例を廃止した。
- ・土砂条例には規定があったが、盛土規制法には規定がないものが、土砂搬入禁止区域、汚染土壌の確認、水質検査。土砂搬入禁止区域は、盛土規制法及び関係法令の運用面の徹底を図ることで対応可。汚染土壌の確認は、関係法令の運用面の徹底を図ることで対応可。水質検査は、許可時の必要事項として、引き続き実施を求めることで対応可。

(大阪府内の不適切盛土の状況)

- ・土砂条例の廃止を決めた時点で、土砂条例上の違反案件は13件あった。是正されたものが1件、政令市、中核市や都市整備部に引き継いだものが3件、現在9件を抱えている。うち、1件については、土砂条例上の土砂搬入禁止区域の指定期間満了時に更新をせずに、そのタイミングで全国初、盛土規制

法上の改善命令を6月10日に発出した。期限次第では、行政代執行や告発を視野に指導している。その他8件については、盛土規制法の既存盛土として指導している。

- ・盛土の監視指導の実績や監視体制の強化策は、法に基づき、立ち入り検査等を実施している、監視体制については、前述のとおり民間事業者と協定を締結している。
- ・条例を廃止したメリットも、デメリットもない。法規制が開始されることで、条例を廃止することは通常の対応であったと考えている。盛土規制法の運用を開始したことで、より厳しい監視指導が可能となったことがメリットだと考えている。

(6) 大阪湾広域臨海環境整備センター

大阪湾広域臨海環境整備センターにおける海面型廃棄物最終処分場及び埋立地活用の状況等について説明を受けた。

《概要》

(大阪湾フェニックス計画の概要)

- ・大阪湾フェニックス事業は、近畿の自治体、港湾管理者が出資する事業であり、近畿圏から排出される廃棄物により大阪湾を埋め立て、埋め立てた土地を活用して港湾機能の整備を図るもの。この事業が始まる前の1970年代は高度経済成長期で、大量生産、大量消費の時代で、廃棄物も大量に排出され、最終処分場の確保が急務となっていた。一方で、港湾用地として臨海部の土地の需要も高まっていたという背景があった。これら二つの要請に応えるため、1981年に広域臨海環境整備センター法が制定され、1982年に大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックスセンター）が設立された。
- ・業務は大きく分けて3つ、①港湾管理者の委託を受けて、廃棄物埋立護岸の建設や廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成、②地方公共団体の委託を受けて、一般廃棄物等による海面埋立て、③民間の産業廃棄物による海面埋立て。
- ・フェニックスの広域処理体制では、近畿2府4県169市町村の受入区域から発生した廃棄物を受け入れている。臨海部に9箇所の受け入れ基地を設けており、受け入れ基地から4つの埋立処分場へ廃棄物を運搬している。埋立処分計画は、埋立容量7,400万立方メートルで、1990年から廃棄物の受け入れを開始し、2024年3月末で埋立進捗率は87.8%となっている。
- ・第1期事業として、1980年代に廃棄物の受け入れを始めた尼崎沖埋立処分場と泉大津沖埋立処分場がある。尼崎沖埋立処分場では、2021年5月に、表面を覆う覆土の受け入れを終了している。尼崎沖埋立処分場では、2024年3月末現在、113ヘクタールのうち、約82ヘクタールが埋立竣工しており、その

内、46ヘクタールが自動車メーカーや物流関連企業の進出用地、メガソーラー、緑地等に利用されている。泉大津沖埋立処分場では、203ヘクタールのうち、161ヘクタールが埋立竣工しており、その内、136ヘクタールが輸出用の中古車ヤードやリサイクル関連工場の施設、メガソーラー、イベント実施の緑地として利用されている。

- ・第2期事業として、2000年代から廃棄物の受け入れを始め、現在も受け入れをしている神戸沖埋立処分場と大阪沖埋立処分場がある。埋立進捗率は、2024年3月末現在、神戸沖埋立処分場では約85%、大阪沖埋立処分場でも54%まで進んでいるため、次の処分場についても、現在、検討を進めている。
- ・9つの搬入基地で廃棄物を運搬船に積み替え、処分場に運んでいるが、搬入基地建設から30年程経過し、かなり老朽化も進んでいる。

(陸上残土の受け入れ基準等)

- ・陸上残土は一般的な掘削残土、管理を要する陸上残土は汚染土壌であり、受け入れにあたり現地確認が必要となる。管理を要する陸上残土については、適正受入協議会に諮り、適正な受け入れを行うことになる。陸上残土に限らず、基地に搬入された廃棄物は受け入れ検査を行い、目視・簡易検査、展開検査、抜取検査、排出事業者自らが行う分析検査を行うこととなる。
- ・廃棄物の受け入れにあたっては、共通基準、個別基準、判定基準等が設けられているほか、陸上残土に係る判定基準、管理を要する陸上残土に係る判定基準が設けられている。

(大阪沖埋立処分場の概要)

- ・事業経過については、平成11年1月アセスメント（環境影響評価）手続きを開始、平成13年7月に公有水面埋立免許交付、平成13年10月に工事着工し、平成21年10月に廃棄物の受け入れを開始した。
- ・揚陸岸壁から廃棄物を受け入れ、浮棧橋にダンプで廃棄物を運び、海面埋立てをしていく。管理棟で全体の管理を進めながら、水の排出については、排水処理施設で管理している。
- ・処分場の概要は、大阪港の港湾区域にあり、大阪港新島地区の約95ヘクタール、廃棄物埋立処分容量は約1,400万立方メートルで、令和6年3月末の埋立量は約758万立方メートル、埋立進捗率は54.2%となっている。全体事業費は約970億円。令和5年度の廃棄物の搬入状況は、一般廃棄物が303,203トン、産業廃棄物が289,123トン、陸上残土が215,452トンとなっている。

7 提 言

以上の調査結果を踏まえ、当委員会として次のとおり提言する。

提言1 「静岡県盛土等の規制に関する条例」の見直し

(1) 県条例の見直し

令和3年7月に熱海市伊豆山地区で発生した土石流災害（以下「熱海土石流災害」という。）では、28名もの尊い命、さらには多くの貴重な財産が失われた。これを受け、県ではこのような惨事が二度と繰り返されることのないよう、災害の防止及び生活環境の保全を図り、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした「静岡県盛土等の規制に関する条例」（以下「盛土条例」という。）を令和4年3月に制定した。これにより、一定規模以上の大規模な盛土等について許可制となり、罰則も引き上げられるなど、盛土の規制が強化されたが、その一方で、他法令等との重複規制による手続の煩雑さや工期の長期化、残土処分場等の不足、残土処理費の高騰などの問題が生じ、関係団体から負担の軽減や円滑な経済活動の実現を求める声が上がっている。

こうした中、令和5年5月には、「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が施行された。これにより、全国一律の基準で包括的に盛土が規制され、県と政令市が規制区域を指定し、区域内で行う一定規模以上の盛土は土地の用途にかかわらず、許可が必要となった。

盛土規制法は、災害の防止を目的としており、この観点からは盛土条例よりも厳しい内容となっているが、生活環境の保全を目的としていないため、生活環境保全の観点からは必ずしも十分とは言えないものとなっている。熱海土石流災害が、土捨てにより発生した土砂災害であることに加え、流出した土砂から環境基準を超える有害物質が検出されたことを踏まえると、生活環境面での適切な規制も必須である。

これらの状況を踏まえ、県民の安全と生活環境を守り、かつ円滑な経済活動が実現できるよう、以下の観点から、盛土条例の見直しを速やかに行うべきである。

- ・盛土規制法の運用開始に伴い、災害の防止に係る規制が盛土条例と盛土規制法で重複する、いわゆる二重規制となることから、災害の防止に係る規制は、より規制の厳しい盛土規制法に委ね、盛土条例の規制対象からは外すべきである。

・盛土規制法は、生活環境の保全を目的としておらず、それに関する規制も不十分であることから、仮に盛土条例を廃止した場合には、不適切な盛土行為により、県民の生命、身体及び財産が侵害されるおそれがある。また、規制の厳しい地域から緩い地域に汚染のおそれのある土砂が持ち込まれることも容易に想定される。首都圏に近いという本県の立地環境からしても、生活環境の保全の規定をなくすことによって、そのリスクが高くなるのは明らかである。このため、生活環境の保全の規定は従前どおり盛土条例において定め、災害の防止を目的とする盛土規制法と合わせて隙間のない規制を行うべきである。

・盛土条例における生活環境の保全の規定については、規則及び運用規定も含めて、円滑な経済活動を必要以上に阻害し、規制目的に対して過度な規制や負担を課すことのないよう合理化（都市計画法等他法令で規制されている行為に関する適用除外の考え方の見直し、他法令との手続重複の解消、他都道府県における規制内容との均衡等）を図るべきである。

例えば、土地利用のための造成を目的とする「開発型盛土」は、土地造成後に他法令の許可を得て建築等を行うため、既に規制の対象となっており、土砂等の処分を目的とする「処分型盛土」とでは、行為の性質・結果等が大きく異なることから、「開発型盛土」については盛土条例の適用除外や手続の簡略化を検討すべきである。

ただし、中山間地などの地価が安価な所では、「開発型盛土」と称した「処分型盛土」が行われることが見受けられることから、この合理化が悪用されることのないよう、監視体制の強化などについて検討すべきである。

また、造成区域外から土砂を搬入しない現地流用工事については、土壌汚染の問題は通常発生しないと考えられることから、盛土条例の適用除外や手続の簡略化を検討すべきである。

・盛土条例においては、事業開始前に周辺地域の住民への説明会の開催が義務付けられているが、これは許可申請内容を周辺地域の住民に周知することを目的とするものであり、説明会の開催以外の方法でもその目的を達成できる場合もあると考えられる。事実、盛土規制法では「説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置」と規定され、説明会の開催以外の方法として、同法施行規則において、工事内容を記載した書面の配布等が挙げ

られていることから、盛土条例においても、住民説明会のみを周知の方法とする規定を見直すべきである。

また、周辺地域の住民への周知という目的が十分果たされ、かつ、事業者による周知手続が円滑に行うことができるよう、周知の方法に関するマニュアル等を策定すべきである。

- ・盛土規制法は、都道府県及び政令市に同等の権限を与えている一方で、盛土条例は、政令市の区域についても規制の対象としている。仮に、盛土規制法施行後、生活環境の保全を目的とした盛土条例の対象に政令市の区域を含めた場合には、政令市の区域内で発生した行為について、行政上の指導・監督を行う主体が法と条例で異なることとなり、県民や関係者に混乱を生じさせるおそれがある。加えて、地方分権の考え方や、県と政令市との役割分担等を考慮すると、盛土条例の規制対象から政令市の区域を外すことを検討すべきである。

政令市の区域を盛土条例の対象から外した場合、県内全域で統一的な指導・監督を行うことが必要となることから、県は政令市に対し、生活環境の保全を目的とした盛土条例と同程度の内容を規定した条例を制定するよう働きかけるべきである。その上で、盛土規制法と盛土条例の運用が適切に行われるよう、政令市と適時に情報共有や意見交換を行うなど、緊密に連携を図っていくべきである。

- ・盛土条例では、埋立ても規制の対象としているが、災害の防止を主な目的とする盛土規制法では、埋立ては規制の対象外となっている。しかしながら、埋立てにおいても、盛土や堆積と同様、外部から土砂が搬入され、生活環境の保全が阻害されるおそれがあることに鑑み、生活環境の保全を目的とした盛土条例において埋立ての規制を継続するよう検討すべきである。

- ・盛土規制法の施行に伴い、県において、同法施行のための条例（盛土規制法施行条例）が新たに制定されることが見込まれる。これにより、盛土規制に関する条例は、盛土条例と盛土規制法施行条例の二本立てとなるが、類似した名称により県民や関係者に混乱を生じさせることがないよう、現行の盛土条例の名称見直しを検討すべきである。

- ・県内において、PFAS 等による地下水汚染等の問題が生じている。県民の不安を解消するとともに、湧水や地下水を使う県民や事業者を守るためにも、環境省

とも連携し、健康被害に関する知見の集積や適切な対策の検討を進め、これらの状況に応じ、弾力的に盛土条例の運用等の見直しを検討すべきである。

（２）市町条例制定に向けた支援

盛土規制を進める上で、広域自治体である都道府県と、基礎自治体である市町とが、適切な役割分担の下、緊密に連携し対処していくことが非常に重要である。盛土に係る事案に県全体で効果的に対応する体制を構築するためには、各市町においても盛土に係る条例を制定し、県の条例と連携させることが有効であることから、県は市町に対し、盛土条例と重複した条項に留意しつつ、地域の実情を考慮した市町独自の条例制定に向けた支援を行うべきである。市町への支援に当たっては、県内・県外の不適切な盛土の事例や当該事例への対応等に関する情報を市町と共有し、盛土規制への共通認識を持つようにすべきである。

また、市町の条例が制定された場合には、県条例からの適用除外について検討すべきである。

例えば、事業開始前の地元説明等については、地域住民の理解を深めるとともに、事業が円滑に行われるよう、地域の実情を把握している各市町の条例で規定できるようにすべきである。

提言２ 関係機関との連携等

（１）関係機関との情報共有等による規制効果の促進

県民の安全と生活環境を守るためには、不適切な盛土行為の早期発見や、確認後の迅速な対応が不可欠である。このため、県の関係部局間での横断的な連携に加えて、他の都道府県、県内市町、警察と緊密に連携し、厳しい監視体制を構築するとともに、日常的に情報共有や意見交換を行うことにより、不適切な盛土行為に対する規制効果を高めるべきである。特に複数の県や市町に行為がまたがっている場合、隣接する自治体間での調整が必要となることから、県は、関係する他県や県内市町と積極的に情報共有や意見交換を行い、自治体間で規制強度の差を出さないための調整を行う必要がある。また、問題発生時には各関係機関と連携して遅滞なく対応するとともに、情報公開を徹底すべきである。

関係機関との連携に当たっては、必要に応じて、関係機関で構成する協議会を設置するなど、協力体制の明確化と強化を図るべきである。

また、農地や林地における盛土の規制に当たっては農業協同組合や森林組合の関係団体等とも現状や課題を共有し、特に、農地の規制に当たっては、各市町農業委員会の積極的な関与を求め、共通認識の下、必要な対応策を講じることができるよう検討すべきである。

なお、農地の用途変更（田から畑への変更等）による盛土行為については、各市町農業委員会や農業協同組合の関係団体等が責任を持って積極的に関与する体制が構築され、適切な運用が確認できた場合には、盛土条例における手続の簡略化等を検討すべきである。

加えて、運送業者等と協定を締結し、運転手等が業務中に危険な盛土を発見した際に情報提供を求める仕組みを構築するなど、民間企業等と連携した監視体制の強化について検討すべきである。

（２）関係団体等への理解促進

盛土規制法や盛土条例を適切に運用していくためには、行政書士会や宅地建物取引業協会の関係団体等に対して丁寧な説明を行い、理解を得ながら進めていくことが肝要である。このため、関係団体等を対象とした相談窓口の体制強化に努めるとともに、説明会を定期的に実施し、規制内容について十分な説明を行う等、県土の適正な開発に向け関係者への理解促進を図るべきである。

また、盛土条例の見直しに当たっては、見直しの内容が適切に運用されるよう、関係団体等に対して早期に周知し、十分な浸透を図るべきである。

提言３ 県の組織体制の強化等

（１）県の組織体制の強化

盛土規制法の施行に伴い、新たな申請行為や手続が必要となり、県の所管部署において事務処理量の増加や関係者からの相談の増加が見込まれるため、これらに円滑に対応できるよう、県における人員体制を見直し、十分な人員を確保するとともに、対応スキル向上等も含め窓口での相談体制を強化すべきである。

盛土に係る事案への対応は長期に及び、年度をまたぐ場合もある。県では人事異動に伴う担当職員の交代も想定されることから、研修会の実施等、新たな担当職員がしっかりと対応できるよう人材育成に注力するとともに、土砂災害防止や監視に関する豊富な知識と経験を有した者を専門員として任用し、これらの業務に特化した職を設置すること等を検討すべきである。

また、本県の盛土規制に係る部署は、本庁ではくらし・環境部が所管する一方で、出先機関では交通基盤部に属する土木事務所が担当し、本庁と出先機関で所管部局が異なる状態となっている。県として、統一かつ迅速な対応を図るため、本庁と出先機関の所管部局を統一するなど、組織体制の見直しを検討すべきである。

（２）新たな技術を活用した監視体制の強化

不適切な盛土に対しては、日頃から定期的・継続的な監視を行うことが重要であり、効率的な情報収集には、空中から状況確認ができるドローンの活用が有効である。監視のみならず、盛土場所の搬入前確認や不適切な盛土に対する通報内容の確認など、効率的に広域の状況を確認することが可能となるドローンの積極的な活用を検討すべきである。

また、県では、人工衛星の画像を活用して不適切な盛土を監視するシステムを新たに構築しているところであるが、AI分析等により当該映像を常にリアルタイムで解析できるようにするなど、今後も、より効果的な監視システムを構築していくべきである。

（３）国への働きかけ

盛土規制法の施行により、県の所管部署において増加が見込まれる事務処理に対し円滑に対応する必要がある。また、盛土規制法の規制目的には生活環境の保全が含まれておらず、土壌汚染対策法でも土砂の搬入を規制していないことから、盛土行為に係る環境保全を目的とした国レベルの規制は十分とは言えない状況にある。さらに、残土処分場の受入れ量の慢性的な不足は喫緊の課題となっている。

これらの状況を踏まえ、盛土に係る事案への規制の実効性を高めるとともに、県民の生活環境を守り、かつ事業者等の経済活動にも配慮した内容とするため、許可申請に対応する業務の外部委託化や土砂の搬入行為への生活環境保全の法制化、残土処分場整備への支援等について、国への働きかけを検討すべきである。

提言４ 県民への周知と協力体制の整備

（１）県民への周知

盛土の規制に当たっては、県民も一体になって不適切な盛土を防止するという

機運を醸成することが重要である。しかしながら、盛土条例施行の際、県民や事業者等への周知が必ずしも十分でなく、事業主の理解が得られなかったことによる工期の遅延や検査費用等の追加などの負担が生じた。県は、盛土条例の見直し内容に加え、盛土規制法及び盛土規制法施行条例の主旨や規制内容等について、県民や事業者等に十分周知するよう努めるべきである。

（２）協力体制の整備

不適切な盛土行為の早期発見や、確認後の速やかな対策を行うためには、県民との協力体制の一層の充実が必要である。「盛り土 110 番」は、利用件数の実績も相当数あり、不適切な盛土行為の早期発見等につながっていることから、盛土規制法が施行された後も、「盛り土 110 番」は運用を継続し、県民との協力体制を充実させるため、より使いやすいよう機能を拡充するとともに、携帯アプリ等を活用した情報提供もできるようにすべきである。

また、盛土に係る事案については、地域一体となって取り組む必要があるため、市町はもとより、自治会との協力体制の整備・強化を図るべきである。

提言５ 建設発生土の適切な処理の推進

（１）残土処分場等の整備

残土処分場の受入れ量が慢性的に不足している中、盛土条例の施行に伴う規制の強化等により、残土処理費が高騰するとともに、残土処分場の受入れ量が減少し、必要な残土処分場やストックヤードが確保できず、円滑な建設工事の施工が妨げられるケースが見受けられる。インフラ整備やまちづくりを円滑に進めていくためには、残土処分場等の確保は不可欠であるため、県が主体となり、県内各地域における残土処分場等の整備を促進すべきである。この場合において、地域の設定に当たっては、運搬距離が長くなり不利益を受ける地域が発生することのないよう、留意すべきである。

また、残土処分場等の整備に当たっては、円滑・公正な管理運営が行われるよう、県が整備することを検討するとともに、県による整備が難しい場合には、第三セクターの活用など、県や市町が管理や運営に関与することができる仕組みづくりを検討すべきである。

さらに、残土処分場等の整備には、民間活力の活用も重要であることから、分かりやすい手引書やマニュアルを整備する等、民間事業者による残土処分場等の

整備についても促進されるよう努めるべきである。

なお、残土処分場の整備に当たっては、残土の処分方法の選択肢が増えるよう、内陸だけではなく、海面埋立ても一つの手段として考え、県管理の港湾等における海面処分場の整備について検討すべきである。

（２）建設発生土の処理追跡システムの構築

盛土規制法の施行に合わせ、「資源の有効な利用の促進に関する法律」の政省令が改正され、元請業者等が建設発生土の最終搬出先までを確認することが義務付けられるなど、建設発生土に対して厳格な管理が求められるようになった。県は、建設発生土について、元請業者が直接、最終処分までを把握するトレーサビリティ制度を確立し、制度の運用に当たっては、適切な運用に加え、問題発生後の調査等に迅速に対応できるよう、排出者や処理施設運営者等誰がどの責任を負うのか、責任範囲の明確化を図るべきである。

（３）建設発生土の利活用

県は、公共事業に残土を利用し、行政による残土の受け入れの誘導を行うなど、残土処分を個々の民間事業者のみに任せるのではなく、自らが主体となって、建設発生土の利活用に取り組んでいく必要がある。このため、公共事業の発注者が工事の発注段階で契約業者に土砂の搬出先を指定する「指定処分」の徹底や、掘削土砂の埋め戻し等による建設発生土の搬出抑制、その利用に係る情報交換の促進、ストックヤード整備等による工事間利用の促進などの取組を進めるとともに、民間事業に対しても、指定処分を始め、同様の取組を促進すべきである。

また、建設発生土の有効な利活用策について、県では既に技術相談窓口を通じた技術支援を行っているが、民間事業に同様の取組を促すに当たっては、相談窓口の積極的な活用の推進や、民間事業者に対する技術支援のための新たな仕組みづくりについて検討するとともに、残土処分場の不足と残土処理費の高騰等の課題に対応するため、再利用の促進が求められている土質改良土の利用拡大を図るべきである。

令和４年１０月から運用を開始している「静岡県建設発生土マッチングシステム」は、公共・民間事業を問わず、建設発生土を手軽にマッチングできるものであり、建設発生土の再利用に有効であることから、積極的な利用を促進するため、同システムの効果的な周知による利用者の拡大を図るべきである。

委員会の活動状況

回数等	開催日	調査の概要
第1回	6. 2. 27	委員協議（調査運営方針、委員会開催日程、参考人等）
第2回	6. 3. 6	調査事項に関する関係部局からの説明と質疑応答、 参考人からの意見聴取（業界団体） ・静岡県行政書士会 ・一般社団法人 静岡県建設業協会
第3回	6. 3. 12	参考人からの意見聴取（業界団体） ・静岡県土地改良事業団体連合会 ・一般社団法人 静岡県都市開発協会 ・静岡県農業協同組合中央会 ・公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会 委員協議（今後の調査内容、委員会開催日程）
第4回	6. 5. 31	参考人からの意見聴取（学識経験者等） ・国土交通省 大臣官房参事官 吉田信博氏 ・静岡産業大学経営学部 教授 小泉祐一郎氏 委員間討議（報告書作成に向けた討議）
先進地 調査	6. 6. 4～5	1 千葉県庁 盛土等の規制に関する条例に係る現状及び課題等 2 一般社団法人 全国建設発生土リサイクル協会 建設発生土の有効利用等の取組 3 埼玉県庁 盛土等の規制に関する条例に係る現状及び課題等
委員 協議会	6. 6. 25	報告書作成に向けた委員間討議
先進地 調査	6. 7. 16 ～17	1 京都府庁 盛土等の規制に関する条例に係る現状及び課題等 2 大阪府庁 盛土規制の現状及び課題等 盛土等の規制に関する条例の廃止までの動き 3 大阪湾広域臨海環境整備センター 海面型廃棄物最終処分場及び埋立地活用の状況等 建設発生土、汚染土、廃棄物等の処理状況
意見集約 （書面）	6. 8. 16	報告書作成に向けた意見集約
第5回	6. 9. 6	報告書作成に向けた委員間討議
第6回	6. 9. 12	報告書作成に向けた委員間討議

盛土等の規制に関する条例等検証特別委員会委員名簿

職 名	委 員 名	所 属
委 員 長	杉山 盛雄	自民改革会議
副委員長	伊丹 雅治	自民改革会議
副委員長	阿部 卓也	ふじのくに県民クラブ
委 員	中田 次城	自民改革会議
委 員	宮沢 正美	自民改革会議
委 員	坪内 秀樹	自民改革会議
委 員	鈴木 啓嗣	自民改革会議
委 員	伴 卓	ふじのくに県民クラブ
委 員	小長井由雄	ふじのくに県民クラブ
委 員	山本 彰彦	公明党静岡県議団
委 員	桜井 勝郎	無所属

※令和6年5月17日、坪内議員が副委員長を辞任し、伊丹議員を委員から副委員長に補欠選任した。